

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十四号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年十月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 知事指定薬物

- イ N―メチル―（三―メチルフェニル）プロパン―二―アミン（通称名三―MMA、三―Methylmethamphetamine）及びその塩類
- ロ ー―（ベンゾ「d」〔一・三〕ジオキソール―五―イル）―二―（シクロヘキシルアミノ）ブタン―一―オン（通称名N―Cyclohexylbutylone、Cybutylone）及びその塩類
- ハ N―（二―アミノ―三・三―ジメチル―一―オキソブタン―二―イル）―一―（ペント―四―エン―一―イル）―一―H―インダゾール―三―カルボキシアミド（通称名ADB―四―en―PINACA）及びその塩類

### 二 効力発生の日

令和五年十月二十七日